

(裏)

備考1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出期限までに、同表の右欄に掲げる提出先に提出してください。

区 分		提出期限	提 出 先
環境性能割の免除を受けようとする者		環境性能割の申告をした日（自動車の登録の日）から15日以内	盛岡広域振興局県税部（税の申告の際に免除申請をする場合にあつては、県税部分室）
種別割の免除を受けようとする者	自動車の新規登録をする場合	種別割の申告をした日から15日以内	
	納税通知書の交付を受けた場合	納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税通知書を送付した広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センター

2 この申請書を提出する場合は、免除を必要とする理由を証明する書類として改造自動車等審査結果通知書、改造概要説明書、注文書及び平面図の写しを添付してください（構造上専ら身体障害者等の利用の用に供する自動車については、自動車検査証記録事項が記載された書面で可）。